

シカ・イノシシ被害対策協定書

福岡森林管理署（以下「署」という。）、宗像市（以下「市」という。）及び宗像猟友会宗像市有害鳥獣駆除部会（以下「猟友会」という。）は、本協定期間における宗像市内のシカ及びイノシシ被害軽減対策（以下「シカ等被害対策」という。）に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 宗像市内の国有林及び周辺のシカ等被害対策推進のために、署、市及び猟友会は対等の立場で、それぞれの責務を果たすとともに協力体制を構築することにより、農林業被害及び生態系被害の防止を促進する。

（対象区域）

第 2 条 この協定によるシカ等被害対策の対象区域は、宗像市内の国有林、隣接する民有林及び農地とする。

（責務）

第 3 条 第 1 条に規定する責務として、署は、その達成に必要なくくりわな及びその交換部品（以下、「くくりわな等」という。）の貸与を市を介して猟友会へ行うものとする。

2 猟友会は、本協定に基づくシカ及びイノシシの捕獲頭数について、市を介して別添 1 により四半期毎に署に報告を行うものとする。

（被害対策の方法）

第 4 条 第 1 条に規定する目的を達成するため、猟友会は、被害対策の方法として、署が貸与したくくりわな等のほか、箱わなを使用できるものとする。

（くくりわな等の貸与手続き等）

第 5 条 本協定に基づくくくりわな等の貸与について、市は署に対して、猟友会は市に対して別添 2 の借用書を提出することとする。また署及び市は借用書を受理したときは、別添 3 の貸付物品承認書をそれぞれ交付するものとする。

2 前項において、貸与されたくくりわな等が経年劣化等により使用に適さなくなったときは、猟友会の責において、当該物品の廃棄を行うこととする。

（国有林への入林手続き等）

第 6 条 本協定に基づく入林禁止区域を含む国有林内への入林については、入林届（鳥獣の捕獲等の為の入林届）の提出は必要としない。

(シカ及びイノシシの捕獲及び処理)

第 7 条 シカ・イノシシの捕獲及び処理については、猟友会の責任において適切に処理するものとする。

(安全の確保及び責任体制)

第 8 条 国有林内での作業者等の安全確保のために、署は市へ、市は猟友会に対して立入禁止区域等の情報を提供することとする。また猟友会は、シカ等被害対策実施において必要な標識を設置するとともに、事故の未然防止について会員を指導する。

2 林道等の利用にあたっては、事故防止に万全を期すものとし、万一事故など発生しても署及び市の責に帰さないものとする。

3 猟友会は、止め刺し等に銃器を使用する場合には、事前に署の指示を受けるとともに、署を介して国有林内の請負事業を実施する事業者と調整を行うこととし、安全対策を徹底するものとする。

(協定の解除)

第 9 条 署は、対象区域におけるシカ等被害対策の理由が消滅したと認める時は、市、猟友会に対して協議の上、本協定を解除できるものとする。

(協定の有効期限)

第 10 条 本協定は、締結の日から効力を有するものとし、署、市、又は猟友会が文書により本協定の終了を申し出ない限り継続するものとする。

(その他)

第 11 条 本協定の変更が生じた場合及び本協定に定められていない事項については、その都度署、市、猟友会で協議のうえ決定するものとする。

以上、各協定者押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 月 日

(署) 福岡森林管理署長 佐藤 肇 印

(市) 宗像市長 伊豆 美沙子 印

(猟友会) 宗像猟友会宗像市有害鳥獣駆除部会長 眞武 義隆 印